

Ⅱ 産業廃棄物処理のながれ

1 排出者の処理責任

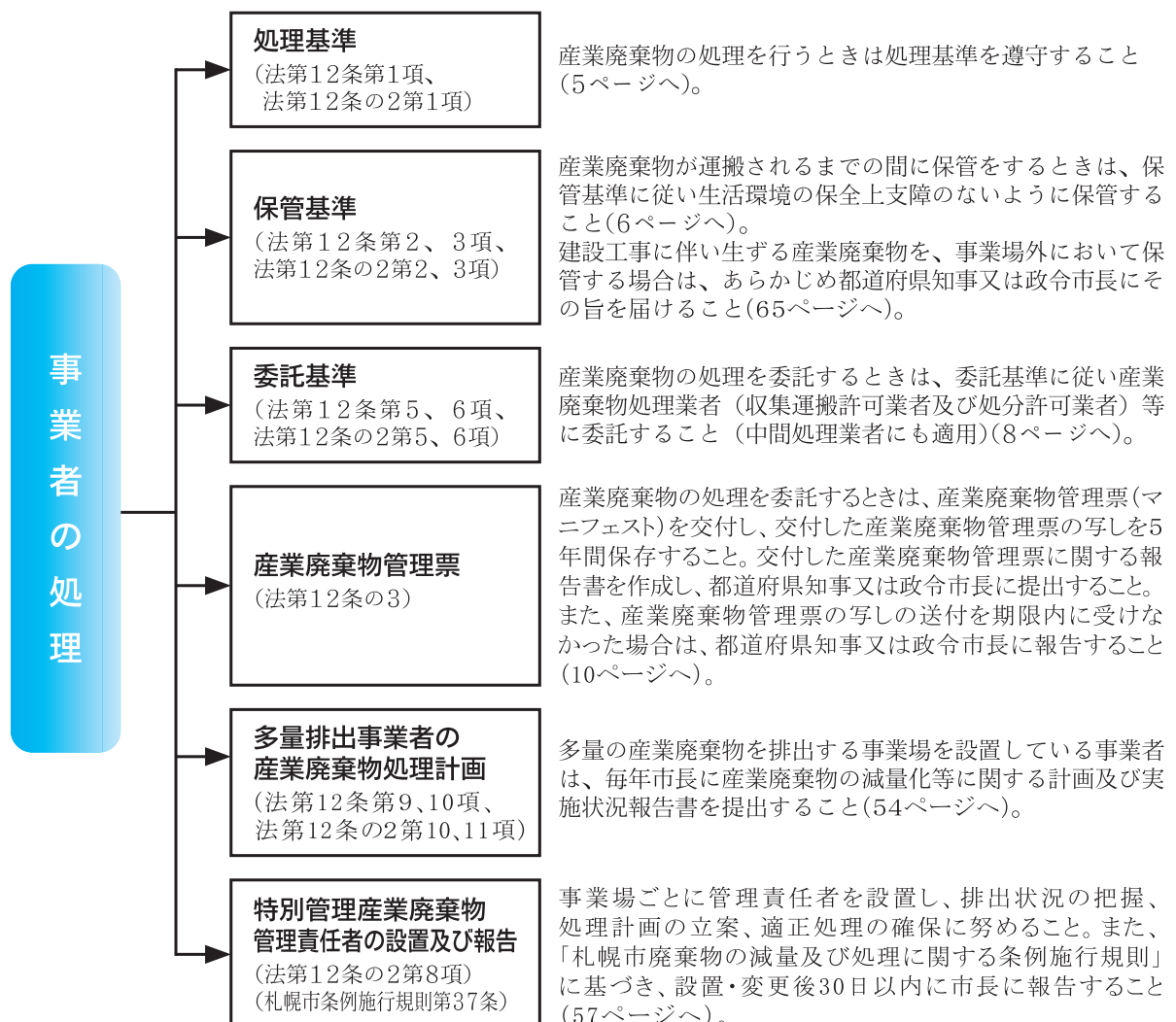
事業活動に伴う廃棄物の処理は排出者の責任とされており、産業廃棄物の発生から最終処分まで一連の処理の適正を確保する責任を負うこととされています。

事業者の責務（法第3条）

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（産業廃棄物のみならず、一般廃棄物についても処理責任があります。）。
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量化に努めなければならない。

事業者の処理（法第11条第1項、法第12条第7項、法第12条の2第7項）

- 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
- 事業者は、（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、当該（特別管理）産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



2 産業廃棄物の処理基準

産業廃棄物を処理（収集運搬、積替え保管、中間処理又は埋立処分）するときは、その処理過程ごとに定められた**処理基準**に従わなければなりません。

産業廃棄物処理基準

- ① 産業廃棄物の収集運搬 ➡ **収集運搬基準**
- ② 産業廃棄物の積替え保管 ➡ **積替え保管基準**
- ③ 産業廃棄物の処分 ➡ **中間処理基準、埋立処分基準**

※ 特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物とは別に処理基準（法第12条の2）が定められています。

● 収集運搬基準（施行令第6条第1項第1号、第6条の5第1項第1号）

(1) 産業廃棄物について

- ① 産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
- ② 収集運搬に伴う悪臭・騒音・振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 収集運搬施設を設置するときは生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ④ 運搬車両、運搬容器等は産業廃棄物が飛散・流出・悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ⑤ 運搬車両の外側両側面に識別しやすい色の文字で次のとおり鮮明に表示すること。
 - ア 産業廃棄物収集運搬車両である旨（5cm角以上の文字）
 - イ 氏名又は名称及び許可番号の下6桁以上（3.2cm角以上の文字）

表示例)

産業廃棄物収集運搬車

業者名（氏名又は名称）
許可番号 000000

※自社の産業廃棄物を運搬する場合も表示は必要ですが、許可番号は表示する必要はありません。

- ⑥ 運搬車両に次の書面を備え付けること。
 - 事業者（自己運搬）
 - ・氏名又は名称及び住所
 - ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ・運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
 - 収集運搬業者（紙マニフェスト使用時）
 - ・産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可証の写し
 - ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）
 - 収集運搬業者（電子マニフェスト使用時）
 - ・産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可証の写し
 - ・情報処理センターが発行する電子情報処理組織の使用を証する書面の写し
 - ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量等の必要事項が記載された書面又は電磁的記録
- ⑦ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、破砕することのないよう、かつその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分すること。

(2) 特別管理産業廃棄物について

上記のほか

- ① 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ② 特別管理産業廃棄物が他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集・運搬すること。
- ③ 収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類及び当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、携帯すること。
- ④ 感染性廃棄物等を収納する容器は、密閉できる等の構造を有するものであること。

(3) 積替え保管について

収集運搬における保管及び処分における保管は、保管（積替保管）に関する基準（詳細は6ページ参照）に従わなければなりません。

● 中間処理基準（施行令第6条第1項第2号、第6条の5第1項第2号）

廃棄物の焼却、乾燥、破砕等及び保管を行うときは中間処理に関する基準に従わなければなりません。

● 埋立処分基準（施行令第6条第1項第3号、第6条の5第1項第3号）

廃棄物の埋立を行うときは、埋立処分に関する基準に従わなければなりません。

※産業廃棄物の性状については、委託契約書等により必ず確認してください。

3 産業廃棄物の保管基準

事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物が排出現場から運搬されるまでの間、法で定められている保管基準に従って適正に保管しなければなりません(法第12条第2項、法第12条の2第2項)。

また、収集運搬及び処分の過程で保管を行う場合も、基準が定められています(施行令第6条、施行令第6条の5)。

なお、保管後の廃棄物の処理計画(処分方法、処分先等)が定められていないときは、不法投棄や不適正処理とみなされることがあります。

(1) 保管基準と適用

(産業廃棄物：施行令第6条、施行規則第8条 特別管理産業廃棄物：施行令第6条の5、施行規則第8条の13)

分 類	基準項目と内容	排出 現場 (※1)	収集 運搬 過程 (※2)	中間 処理 過程 (※3)
囲 い	・保管場所の周囲に囲いが設けられていること。	○	○	○
	・直接囲いに荷重がかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。	○	○	○
保管場所の 掲示 (7 ページ①)	・見やすい場所に下記の要件を備えた縦、横それぞれ60cm以上の掲示板を設置すること。	○	○	○
	表示事項 ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管場所である旨	○	○	○
	・保管する産業廃棄物(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む)又は特別管理産業廃棄物の種類	○	○	○
	・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先	○	○	○
	・屋外において容器を用いずに保管する場合の最大積み上げ高さ(7 ページ②)	○	○	○
	・保管数量の上限	—	○	○
生活環境 保全上の 支障防止	・保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	○	○	○
	・保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。	○	○	○
	・屋外で容器を用いずに保管する場合は定められた高さ(7 ページ②)を超えないようにすること。	○	○	○
	・保管の場所にねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。	○	○	○
	・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物が他の物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。	○	○	○
	・石綿含有産業廃棄物は、覆いを設ける、梱包する等、飛散防止のために必要な措置を講ずること。	○	○	○
	・特別管理産業廃棄物の廃油、PCB 汚染物、PCB 処理物、廃水銀等は、容器に入れ密封すること、その他揮発防止及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。	○	○	○
	・特別管理産業廃棄物の廃酸、廃アルカリ、廃水銀等は、容器に入れ密封する等、腐食を防止するために必要な措置を講ずること。	○	○	○
	・PCB汚染物、PCB処理物は、腐食防止のために必要な措置を講ずること。	○	○	○
	・特別管理産業廃棄物である廃石綿等は、梱包する等、飛散防止のために必要な措置を講ずること。	○	○	○
保管数量の上限 (7 ページ③)	・腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れ密封すること等の腐敗防止のために必要な措置を講ずること。	○	○	○
	・1日当たりの平均搬出量の7日分を超えないこと。	—	○	—
保管期間の 上限	・1日あたりの処理能力の14日分を超えないこと。	—	—	○
	・処理施設において適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とすること。	—	—	○
保管期間の 上限	・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。	—	○	—
	・あらかじめ、積替え保管を行った後の運搬先が定められていること。	—	○	—
その他		—	○	—

※1 排出現場：排出現場で保管する場合に適用される基準

※2 収集運搬過程：排出現場から別の場所へ運搬し、保管する場合に適用される基準(排出者にも適用されます)。また、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を事業場外で保管する場合にはあらかじめ札幌市へ届出が必要となります(65ページ)。

※3 中間処理過程：中間処理施設において、処理前の廃棄物を保管する場合に適用される基準

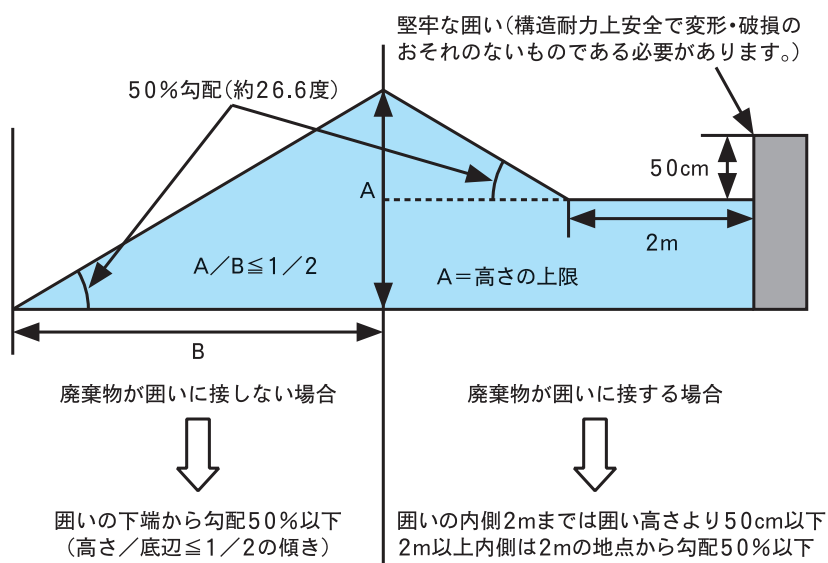
① 保管場所の掲示板の例

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所			
保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類		
保管高さの上限	金属くず〇〇m、廃プラスチック類〇〇m		
保管数量の上限	金属くず〇〇〇m ³ 、廃プラスチック類〇〇〇m ³		
管理者名	〇〇工業(株) 担当者	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇

※ 掲示板は、保管施設の出入口で見やすい場所に設ける必要があります。

② 産業廃棄物の保管高さの制限

屋外で容器に入れずに保管する場合は、保管高さ及び勾配が制限されます。
(廃棄物が色つきの部分からはみ出ないようにする必要があります。)



③ 産業廃棄物の収集運搬、処分に係る保管数量の制限

○ 産業廃棄物の収集運搬に係る保管上限は、1日当たりの平均搬出量の7日分以内

★ 1日当たりの平均搬出量は、計画搬出量又は前月の総搬出量/前月の総日数で、算出された量です。
搬入量に比べて搬出量が極端に少ない場合など不適正な保管は、改善命令の対象となります。

○ 産業廃棄物の処分に係る保管上限は下表のとおり

産業廃棄物の種類		保管上限	基本数量	留意点
建設業（工作物の新築・改築・除去に係る右のもの）	木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く）	当該処理施設の1日当たり処理能力に基本数量を乗じたもの	28	・ 分別されたものに限る ・ 再生を行う処理施設において再生のために保管する場合に限る
	アスファルト・コンクリートの破片		70	
その他の産業廃棄物				14

★ 処理施設の定期点検又は修理期間中に保管するとき

定期点検時の保管上限 = 処理能力 × 定期点検の日数 + 基本数量 ÷ 2

- ・ 定期点検とは、あらかじめ年間維持管理計画等で定められている定期的な点検又は修理であって、連続して7日間を超えるものに限る。
- ・ 定期点検等開始までに保管量を基本数量の半分までに減少させる必要がある。
- ・ 定期点検等終了時に基本数量を越えているときは、点検終了後60日以内に基本数量に復帰すること。

★ 廃タイヤを11～3月に保管する場合は、処理能力の60日分

★ 優良産廃処分業者が廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、処理能力の28日分

4 産業廃棄物の処理委託契約

産業廃棄物の処理を他人に委託するときは、都道府県知事又は政令市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者又は再生利用業者などに委託して適正に処理しなければなりません（法第12条第5項、法第12条の2第5項）。

また、産業廃棄物の委託処理にあたっては、法で定められた**委託基準**を遵守しなければなりません（法第12条第6項、法第12条の2第6項）。

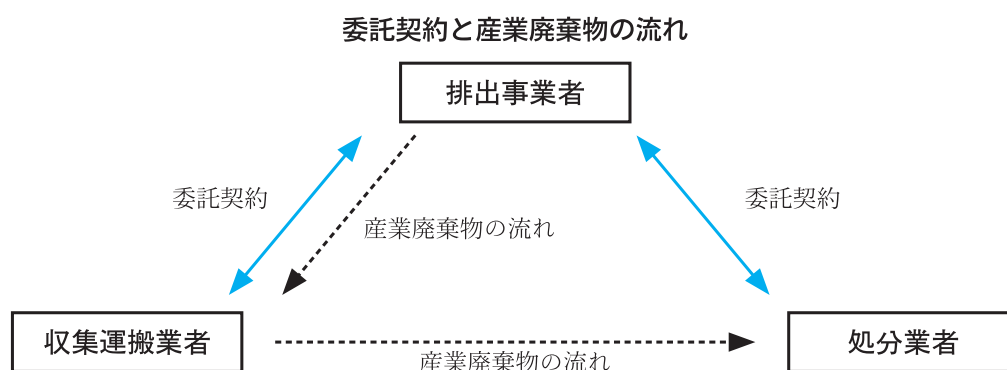
産業廃棄物処理業者

業として他人の産業廃棄物を収集・運搬又は処分しようとする者は、取り扱う産業廃棄物の種類ごとに、都道府県知事又は政令市長の許可を受けなければなりません。

- ①産業廃棄物収集運搬業 ……産業廃棄物の収集運搬
- ②産業廃棄物処分業 ……産業廃棄物の中間処理と最終処分
- ③特別管理産業廃棄物収集運搬業 …特別管理産業廃棄物の収集運搬
- ④特別管理産業廃棄物処分業 ……特別管理産業廃棄物の中間処理と最終処分

（1）産業廃棄物の委託の手順

- ① 産業廃棄物処理業者の許可証の写し等を確認し、許可の種類及び事業の範囲を把握する（必要な許可は14ページを参照）。
- ② 許可の種類及び事業の範囲が委託しようとする産業廃棄物の処理として適切であれば、書面により委託契約を行う。（委託基準は9ページを、モデル契約書は83ページを参照）
- ③ 産業廃棄物の搬出時に立会い、産業廃棄物の引き渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する。（マニフェストの記載例は12ページを参照。）
- ④ 委託した産業廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを、マニフェストの管理等を通じて確認する。
- ⑤ 万一、期限（交付後90日（特別管理産業廃棄物は60日、中間処理を経由する最終処分の場合は180日））を過ぎてもマニフェストが戻ってこないときなどは、収集運搬業者や処分業者に対して確認・指示を行い、その措置内容を都道府県知事又は政令市長へ報告する。



違反事例

- 口頭による契約のみで、書面による契約を行っていない。
- 収集運搬業者、処分業者の両方又はどちらか一方と契約を行っていない。
- 許可証の写しを確認せず、許可のない収集運搬業者、処分業者と契約を行っている。
- 収集運搬業者、処分業者それぞれの事業の範囲にない産業廃棄物の委託契約を行っている。